

(4) 子どもを取り巻く有害環境を改善する対策の推進

インターネットの発達など、情報化社会の急速な進展とともに、様々な情報が氾濫しており、時には子どもにとって悪影響をもたらす場合があります。子どもに悪影響をもたらす情報や環境を浄化するため、青少年補導育成事業（補導センター）や青少年育成町民会議等の関係機関との連携・協力のもと取り組んでいきます。

① 青少年補導育成事業

青少年補導育成センターにおいて、非行防止に関する補導活動や相談活動を実施しています。具体的には、夜間補導などの街頭補導活動、関係機関と連携しながらの補導相談活動、早朝・夜間の防犯パトロール、白いポストの設置などを行っています。日中は、青色回転灯によるパトロール、防災行政無線での呼びかけを行っています。また、若者の就職活動にも取り組んでいます。

地域支援ネットワークの連携機関としての活動も行っています。非行の兆しがあれば各機関が情報を共有し、対応について協議しています。そのため、問題を抱えた子どもと早くから関わりを持つことができるので、多くの問題に対処しやすくなっています。

今後においても、現在の活動を引き継ぎながら、問題を抱える子どもと常に関係を持って支援し、中学校卒業後も効果的に対応できるよう、学校と一体となって活動を推進していきます。

② 青少年育成町民会議

青少年がそれぞれの生活領域において、社会の一員として自立していけるよう、適切な指導・援助を行いながら、青少年の健全育成と非行防止に取り組んでいます。具体の活動としては、講演会への助成、安全対策の推進、少年の主張佐川大会の開催、各種教室開催等を行っています。

活動の経費は町民の方々からの寄付に支えられており、町も引き続き助成を行いながら、現在の活動を継続して実施していきます。

4 子育てを支援する生活環境

子どもや妊産婦・親子連れなどが安心して外出や社会参加ができるよう、居住環境、道路交通環境などの生活環境への配慮を行っていきます。

(1) 子育てに適した居住環境の確保

公園の遊具等については、定期的に点検を行うなど、適正に管理しています。斗賀野地区に民間事業者によって公園が整備されるなど、行政以外の取り組みも行われています。

今後においても、公園・緑地の草刈り等の整備や遊具の安全確保に努めていきます。

また、若者や子育て世帯に対する住環境の整備のため、町が所有する分譲宅地を購入した場合の助成制度を継続するとともに、町営住宅の建設を図ります。

(2) 安全な道路交通環境の整備

町道等の維持修繕については、限られた予算のなかで、地域住民が主体となり、材料を町が支給するなど、行政と住民が協働する仕組みが定着しつつあります。今後も、地域住民と連携しながら、道路交通環境の整備に努めていきます。

(3) 子どもを守る安全・安心なまちづくりの推進

交通量の多い道路から一歩わき道にそれると、明かりの届かない場所があります。安全面を含め防犯対策として街灯は必要です。地域住民からも該当を設置してほしいとの要望がありますが、維持・管理の面で設置に至らないケースが多くなっています。

現在、防犯灯については、設置に伴う補助金として予算を組み、地区につき約1灯を基準に許可しています。この防犯灯設置補助金により、年間15灯前後の防犯灯が設置されています。

今後も、街灯・防犯灯の整備に努め、安全・安心なまちづくりを推進していきます。

5 家庭生活と職業生活の両立

職場優先の意識や「男性は仕事、女性は家庭と子育て」といった古典的な男女の役割分担意識が仕事と子育ての両立を困難にする重要な要因となっています。労働者・事業主・地域住民等の意識改革のための広報や啓発を、引き続き積極的に推進していきます。

(1) 男性の働き方の見直し等の広場・啓発の推進

「男女共同参画社会基本法」に基づく、管理職などの指導的立場における女性登用の推進といった具体の取り組みを周知していくことによって、男女がお互いに協力し、家族としての役割を果たせるよう広報・啓発を行い、男女共同参画社会を推進していきます。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指します。

次世代育成支援対策推進法の改正により、101人以上の事業所に対し、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等についての計画を策定することが義務付けられました。更に、育児・介護休業法の改正により、育児休業の取得等に伴う苦情・紛争について調停制度や勧告に従わない場合の公表制度等が設けられるなど、育児・介護に対する企業の責任は重くなっています。

ワーク・ライフ・バランスに対する取り組みは、労働者に対する福祉だけにとどまらず、良質な人材の確保、個々の人材のスキルアップ等による業績の向上や人材リスクの低減など、事業主側のメリットにつながるものであることも含め啓発していきます。

また、個々の労働者に対し、現在、育児に携わっていない場合にも、将来育児や介護等に携わる可能性は高いということの認識を高め、ワーク・ライフ・バランス意識を社会全体に対し広めていくための啓発が必要であることから、企業・労働者の両側面から働きかけ等を行います。

6 子どもの安全の確保

子どもが被害者となる事件が全国的に多発しており、本町においても例外ではありません。被害に遭わないよう未然の防止対策と、被害に遭った子どもに対しての十分なケアが必要です。

また、町内には交通量が多いにもかかわらず、道幅が狭く見通しも悪い危険な箇所があるため、子どもに対する交通安全意識の啓発にも努めていきます。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

町では毎月、「県民安全の日」に交通安全運動や、第3木曜を「通学路安全の日」として交通指導を実施しています。また、地域住民の協力により、登下校時にあいさつと交通安全指導を行っています。

交通安全啓発用の桃太郎旗の設置、保育所（園）卒園前には小学校入学に備えて黄色い帽子の配布、中学校新入生には自転車「反射板」を配布しています。その他にも交通安全協会による新入学児童に対するランドセルの黄色いカバーの配布や、トラック協会による新入学児童に対する交通安全の下敷きの配布が行われています。

PTAでは通学路の安全確認を行い、安全マップを作成しています。危険な場所については、教育委員会へ改善を要望し、教育委員会は各所管課等と連携して改善に努めています。カーブミラーについては、各部落の申請により、現地調査等を経て現物支給を行っています。

今後においても、現在の取り組みを継続するとともに、各関係機関と連携し、町民全体の交通マナーの向上に努めます。



(2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

「子ども110番の家」の周知、防災行政無線の活用、関係機関の連携による防犯の取り組みを推進していきます。

①「子ども110番の家」

登下校時等に子どもが不審者から声をかけられたり、追いかけられたりした場合に助けを求めて駆け込むための場所として、商店や在宅の民家等を対象に指定しています。子どもが駆け込んできた時にはその子どもを保護し、直ちに警察に通報することとしています。

指定にあたっては、佐川警察署が商店等に依頼する場合がありますが、黒岩地区では警察署に加え、学校関係者及びPTAの積極的な活動により地域の理解を得、民家等多くの場所が指定されています。指定された施設（家）には入り口にアンパンマンシールが貼られています。

しかしながら、こうした取り組みについて、一般にあまり知られていないため、今後は周知の徹底を図るとともに、地元警察署との連携により、子どもの安全確保に努めていきます。

② 防災行政無線の活用

防災行政無線において、下校時（おもに午後3時15分）に「地域の目」を期待し、子どもの下校を知らせる放送を流しています。今後も、防災行政無線の特性を生かした取り組みを推進していきます。

(3) 犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援

佐川町地域支援ネットワーク（後述）の関係機関の活動が充実してきたことにより、その実務者会（子どもとあゆむ会）に、早い段階等から相談してもらうようになり、早期発見、早期対応が可能となったため、犯罪やいじめが少なくなっています。また、実際に犯罪等の処理にもあたり、解決に至っています。

今後も、被害に遭った子どもの立ち直りやケアを支援するため、地域支援ネットワークを中心としたきめ細かな支援体制の充実に努めていきます。

7 援助の必要な家庭への支援

援助を必要とするすべての家庭に対して、保健・医療・福祉等の取り組みの充実と積極的な情報の発信を行います。また、援助を必要とするすべての家庭を支援するネットワークの充実に努めます。

(1) 児童虐待防止対策

地域支援ネットワークの活動を通じて、児童虐待防止に努めていきます。

① 地域支援ネットワーク事業

町内で現在起こっている不登校、非行、虐待等の事案に対して、行政はもとより地域の民生委員や主任児童委員が連携し、平成9年に「子ども支援ネットワーク」を立ち上げ、平成18年度からは、要保護児童対策地域協議会「佐川町地域支援ネットワーク」として名称を変え、司法・医療機関の専門的機関も充実されています。

具体的には、町内を9地区に分け「あゆむ会」として活動しています。各地区で地域性を活かし、きめ細やかに対応をしているため、児童問題に限らず、乳幼児の問題や成人・老人の虐待などの問題にも広く関わるようになり、支援の充実が図られています。関係機関の多様・柔軟なネットワークは、全国的にも注目されており、きめ細かい支援に結びついています。

今後は、地域社会の変化等から、育児放棄（ネグレクト）などの事例が多くなることが予想され、関係団体の連携による、よりねばり強い支援を続けていきます。また、より専門的な、複雑な事案に対応するため、複数のコーディネート役を検討するなど、一層の体制の充実を図ります。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

公営住宅の優先的入居やひとり親家庭医療費助成事業を引き続き実施していきます。また、就労についても、県やハローワークなどと連携して支援していきます。

① 公営住宅の優先的入居

公営住宅は、母子・多子世帯だけでなく、その他問題を抱える世帯の条件を踏まえて総合的に優先順位を付け、入居を割り当てています。ただし、ここ数年、新規の住宅建設はなく戸数は横ばいの状態で、なおかつ近年の不況により応募者が多くなっている状況を考慮すれば、実質的に入居のハードルが高くなっていることは否めません。

今後においても、対象者の生活実態を適正に把握しながら、対応していきます。